

横手駅西口駅前振興組合会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、横手駅西口駅前の振興発展と組合員の経済的地位向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、横手駅西口駅前振興組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、横手市駅西口を中心とした、概ね半径300mの区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を横手市（町村）に置く。

(規 約)

第5条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

- 2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。

第2章 組 合 員

(組合員の資格)

第6条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 組合の地区内に事業場を有すること
- (2) 当組合の活動に理解と協力出来ること

(加 入)

第7条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(自由脱退)

第8条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第9条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(使用料又は手数料)

第10条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は理事会で定める。

(会費)

第11条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第12条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員は本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第13条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 1名以上2人以内

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第1回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
 - (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第1回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事)

第15条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第16条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第17条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任す

るまで、なお理事長としての権利義務を有する。

- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第18条** 監事は、いつでも理事及び会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

- 第19条** 理事は、法令、会則及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

- 第20条** 理事及び監事は、総会において選任する。

(理事及び監事の報酬)

- 第21条** 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問)

- 第22条** 本組合に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(会計主任)

- 第23条** 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。
- 2 会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
 - 3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

- 第24条** 本組合に、会計主任のほか職員を置くことができる。

第5章 総会、理事会

(総会の招集)

第25条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第26条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第27条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(総会の議事)

第28条 総会の議事は出席した会員の議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第30条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第25条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

(理事会の招集権者)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第33条 理事長は通常の場合、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の議決事項)

第35条 理事会は、法又はこの会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第36条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は理事長が必要と認めた場合、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

第6章 会 計

(事業年度)

第37条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。